

平成29年12月定例会会議録

平成29年豊郷町議会12月定例会は、平成29年12月5日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	中 島 政 幸
2 番	村 岸 善 一
3 番	高 橋 彰
4 番	前 田 広 幸
6 番	北 川 和 利
7 番	西 澤 博 一
8 番	鈴 木 勉 市
9 番	西 澤 清 正
10 番	佐々木 康 雄
11 番	河 合 勇
12 番	今 村 恵美子

2、当日の欠席議員は次のとおり

な し

3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のため出席を求めたる者は次のとおり

町 長	伊 藤 定 勉
教 育 長	堤 清 司
総 務 課 長	村 田 忠 彦
企 画 振 興 課 長	清 水 純 一 郎
税 務 課 長	西 山 逸 範
保 健 福 祉 課 長	神 辺 功
医 療 保 険 課 長	北 川 貢 次
住 民 生 活 課 長	長 谷 川 勝 就
会 計 管 理 者	馬 場 貞 子
人 権 政 策 課 長	小 川 光 治
地 域 整 備 課 長	山 田 裕 樹

上 下 水 道 課 長	森 本 智 宏
産 業 振 興 課 長	山 田 篤 史
教 育 次 長	岩 崎 郁 子
社 会 教 育 課 長	秋 尾 一 義

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議 会 事 務 局 長	山 口 昌 和
書 記	寺 田 理 恵

5、提案された議案は次のとおり

議第74号	豊郷町税条例の一部を改正する条例案
議第75号	豊郷町個人情報保護条例等の一部を改正する条例案
議第76号	豊郷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
議第77号	平成29年度豊郷町一般会計補正予算（第4号）
議第78号	平成29年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
議第79号	平成29年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
議第80号	平成29年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
議第81号	平成29年度豊郷町水道事業会計補正予算（第2号）

前田議長 おそろいですので、始めたいと思います。

皆さん、おはようございます。これより、平成29年12月第4回豊郷町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は11名で、会議開会定足数に達しております。よって、第4回定例会は成立いたしました。

本日の会議を開きます。

(午前8時58分)

最初に、留意事項をご説明いたします。会議規則に基づき規則を遵守願います。お手元の携帯電話等の電源をお切りになるか、あるいはマナーモードに切りかえていただきますようお願いいたします。また、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、そのほか、議事の妨害となる言動をお慎みください。また、採決の際はみだりに離席をしないようお願いいたします。なお、傍聴者の方につきましては、静かに傍聴していただきたく思います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、12番、今村恵美子議員、1番、中島政幸議員を指名いたします。

日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月20日までの16日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

前田議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日より20日までの16日間と決しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2、第3項の規定により、平成29年8月から10月分の現金出納検査結果ならびに定期監査報告が議会に提出されていますから、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定により、本定例会の説明員としてお手元に配付の文書のとおり、あらかじめ出席を求めておきましたので、ご了承願います。

日程第4、諸般の報告として議長公務報告を行います。

議長公務としての報告事項はお手元に配付しているとおりでございますので、ご了承ください。

日程第5、諸般の報告として委員会報告を行います。

予算決算常任委員会、議会広報常任委員会の報告を順次願います。

西澤予算決算常任委員会委員長、報告願います。

西澤博一予算

決算常任委員長

議長。

前田議長

はい、西澤委員長。

西澤博一予算

決算常任委員長

おはようございます。それでは、予算決算常任委員会報告を行います。

予算決算常任委員会において、10月27日に中学校給食の視察を行い、給食を試食し校長と意見交換を行いました。中学校給食がスタートした3年前と比べるとかなり改善されてきており、昨年視察したときと比較してもしっかりと味がついており、おいしくいただくことができました。同じ日に保護者の試食会も開催されており、感想をお聞きすると「おいしい」という方が大半でございました。しかし、給食に箸をつけない生徒もおり、魚料理だったので残食は非常に多いと感じました。魚や酢の物など、家庭で食べる機会の少ない食材は残す傾向があるようで、今後は子供たちの意見を取り入れ、一口でも食べてみたいと思われるような調理方法を工夫していく必要があるのではないかと思います。

先日、小学生が、給食について「つくり手を思い完食を」と書いている新聞記事を読みました。記事の中では、給食を残してしまうと、僕たちのために給食をつくってくれた人はがっかりしてしまうと。また、給食が残ったら野菜、肉などがもったいないという内容が書かれていました。こういった考えを持つ子供が1人でも増え、残食が減るように教育委員会において、また学校、家庭において今後も取り組みを行っていただきたいと思います。

以上、予算決算常任委員会の報告といたします。

前田議長

ご苦労さまでした。

続きまして、村岸議会広報常任委員会委員長、報告願います。

村岸議会広報

常任委員長

はい、議長。

前田議長

村岸委員長。

村岸議会広報

常任委員長

おはようございます。それでは、議会広報常任委員会報告をいたしたいと思

います。  
平成29年9月22日に第1回目の委員会を開催し、第71号の発行日、ページ構成、裏表紙の団体などについて検討を行いました。

10月11日に第2回目の委員会を開催し、一般質問や議決の状況などの確認を行いました。

また、10月18日には第3回目の委員会を開催し、記事のレイアウトの検討、写真の確認を行いました。

10月27日に第4回目の委員会を開催し、各記事と写真との整合性、誤字脱字のチェックを行いました。

10月31日に第5回目の委員会を開催し、表紙の写真の確認や、記事の大きさやタイトル、文章のつながり、文字の大きさなどの確認を行いました。

11月6日に第6回目の委員会を開催し、表紙の写真の再確認と全ページの最終チェックを行い、最終稿を入稿し、11月10日に各戸宛てに配付いたしました。

今回、お忙しい中寄稿いただきました社会福祉法人あすなろ福祉会、特別養護老人ホームいやしのさと、農事組合法人あめふりのファームの皆様、ご協力をありがとうございました。

また、9月28、29日に広報常任委員会研修を行いました。28日にはNTTドコモから広報戦略、プロモーション戦略について研修を受けました。広報活動方針として、1、わかりやすく、かつ臨機応変な情報発信、2、見える化を常に意識し、サービスイメージが伝わる情報発信、3、地方メディアや生活情報等も意識した情報発信の3点を挙げ、情報を受ける側を意識した広報活動をされていました。

次に、総務省大臣官房広報室長から「よりよい広報・報道を目指して」と題して、自治体広報のコンクール優良事例を報告いただきました。多くの住民の声を掲載し、親近感を持たせることや、フォント、リードの工夫など、自治体広報の工夫について教えていただきました。

最後に、内閣府大臣官房政府広報室より、政府広報について研修をいただきました。

また、29日には、平成29年度全国町村議会広報研修会に参加し、3人の講師による研修を受けました。まず『伝える広報』から『伝わる広報へ』では、理解しやすい文書を書くために、見やすく、短く、結論から書くこと、また、住民の言葉でよく考えて書くことが必要であり、具体的な書き方について研修を受けました。次に、「議会広報、広報紙×電子広報、何がどう変わってきたか」では、全国の議会だよりの中から、掲載方法の内容がどう変わってきたかなどについて説明があり、住民参加の記事の増加やネットの活用、丁寧な説明など、議会だよりの工夫を研修しました。

最後に、「第31回議会広報コンクールのクリニック優秀賞受賞紙から学ぶ」では、受賞された岩手県金ケ崎町、宮城県利府町議会の広報委員会が、どういった編集方法で議会だよりを作成されているのかを学ぶことができました。今回の研修内容を参考に、住民に伝わる広報紙になるようにしていきたいと思えます。

以上で、議会広報常任委員会報告を終わります。

**前田議長**

ご苦労さまでした。

これで、委員会報告を終わります。

日程第6、諸般の報告として委員会構成の変更を報告いたします。

去る11月13日の議長選挙により、改良住宅境界線工事等に関する特別委員会の委員の構成を、委員会条例第7条第4項および第12条第2項の規定に基づき、お手元に配付しているとおりとしましたので、ご了承ください。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第7、議第74号豊郷町税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

**伊藤町長**

議長。

**前田議長**

伊藤町長。

**伊藤町長**

皆さん、おはようございます。提案説明の前に、一言御礼を申し上げます。

本日、平成29年第4回豊郷町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私何かとご多用の中、ご参集を賜り心より厚く御礼申し上げます。また、皆様方には平素より本町の行政運営に対しまして、格別のご配慮を賜っておりますことに対しましても、重ねて厚く御礼を申し上げます。

本定例会には、条例改正案件3件、平成29年度豊郷町一般会計補正予算及び各特別会計補正予算4件及び、平成29年度豊郷町水道事業会計補正予算の計8件を提案させていただいております。慎重審議賜りますよう、よろしくお願いたします。

それでは、議第74号豊郷町税条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律ならびに、当該関係政省令が公布されたことに伴い、豊郷町税条例の一部を改正する必要が生じたことから改正するものでございます。

まず、第61条の2の改正内容といたしましては、地方税法の改正にあわせて新設するもので、いわゆるわがまち特例の割合を定める規定として、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業または事業所内保育事業の用にのみ使われる家

屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置として、課税標準に除すべき市町村の条例で定める割合を定めるものでございます。なお、この改正は平成30年度以降の年度分の固定資産税について適用するものでございます。

次に、付則第5条の改正につきまして、地方税法の改正に合わせるもので、その内容は、従前の「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」とする定義変更に伴う規定の整備でございます。

次に、付則第10条の2第13項につきましては、都市緑地法が改正されたことに伴い、緑地管理機構の土地に市民公開緑地を設置及び管理する場合には、その土地にかかる固定資産税の課税標準について、最初の3年間、市町村の条例で定める3分の2の割合を乗じた額を課税標準とする措置を平成31年3月31日まで講じるものでございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

**前田議長** これより質疑を行います。質疑はありますか。

**今村議員** はい、議長、12番。

**前田議長** 今村さん。

**今村議員** 議第74号の税条例の一部改正で、2枚目のところの法第349条の3第30項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とすると、その下に、付則第5条第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改めるというふうになっておりますが、この控除対象配偶者を同一生計配偶者に変更するというので、税制上の変更というのはあるんですか。控除対象配偶者というのは、やはり控除の対象になるわけですけれども、同一生計配偶者となった場合には、そういう控除対象外に外されるのか、どういう扱いでこの名称変更がされたのか、その中身について説明をお願いいたします。

**税務課長** 議長。

**前田議長** 西山税務課長。

**税務課長** 今村議員の質疑にお答えいたします。

同一生計配偶者と、今までの控除対象配偶者なんですけれども、呼び方が変わっただけで、文言の修正でございますので、税制上の影響は何もございません。

以上です。

**前田議長** ほかに質疑はございませんか。

**議員** なし。

**前田議長** ないようですから、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、豊郷町税条例の一部を改正する条例案を、総務産業建設常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

議 員 異議なし。

前田議長 異議なしと認めます。

よって、議第74号を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

日程第8、議第75号豊郷町個人情報保護条例等の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

前田議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第75号豊郷町個人情報保護条例等の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律が施行され、所要の改正を行うものであります。改正内容は、個人情報の保護に関する法律の定義が改正され、従前の定義に加え、個人識別符号が含まれる情報も定義づけられ、また、要配慮個人情報について明確化されました。今回の法改正に伴いまして、豊郷町個人情報保護条例をはじめ、関連します豊郷町情報公開・個人情報保護審査会条例及び豊郷町情報公開条例の3つの条例について、所要の改正を行うものでございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

前田議長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

議 員 なし。

前田議長 ないようでありますから、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、豊郷町個人情報保護条例等の一部を改正する条例案を総務産業建設常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

前田議長 異議なしと認めます。

よって、議第75号を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。



日程第9、議第76号豊郷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

**伊藤町長** 議長。

**前田議長** 伊藤町長。

**伊藤町長** 議第76号豊郷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。改正内容としては、育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情として、これまで、運用により保育所等における保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われないことを認めていたものを明文化したものであります。また、育児休業をしている非常勤職員が、子が1歳6カ月に達した時点で保育所に入れられない場合等の特別な事情がある場合に限り、最長、2年に達する日まで育児休業を取得可能にする改正が行われたことによるものでございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

**前田議長** これより質疑を行います。質疑はありますか。

**今村議員** はい、議長、12番。

**前田議長** 今村さん。

**今村議員** 議第76号豊郷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、2点質疑させていただきます。

1点目、この改正で豊郷町の職員ならびに非常勤職員に対しての具体的な変化、変わることは何なのか説明をお願いいたします。また、2点目としまして、現在、育児休業中の職員の有無、何人かいらっしゃるのか、その実態、それから休業中の給与保障は、豊郷町では現在どういうふうになっているのか説明をお願いいたします。

**総務課長** はい、議長。

**前田議長** 村田総務課長。

**総務課長** 今村議員のご質疑にお答えをいたします。

育児休業で、具体的に変わりあるかということですが、現状の職員では変更になるところはございません。対象者が現在いないという状況でございます。

それと、現在の育児休業ということになりますと、対象者がおりませんので、育児休業を取得している者はございません。それとあわせて、これまでの措置

として対象者がいないということで、この休業中の給与等については規定はございませんが、今後、これについては規定の方で定めてゆきたいと考えています。

**今村議員** はい、議長。

**前田議長** 今村さん。

**今村議員** 現在、対象者がいないという説明を課長からお聞きしたんですが、これは保育所の申し込みをしても入所できない、待機待ちで休業期間を延長するという、国の待機児童を減らすための、ある面奇策なんですけども、そういう中で、豊郷町でも育児休業をした人の中から、ゼロ歳児で申し込みをしても豊郷の保育園にはあきがないと、そういうのもありましたということで、町外の保育園を探して回ったりとか、いろいろしているけど、できたら豊郷町で入りたいという、そういう職員の意見も聞いたことがございますが、これは育児休業期間を長くするという形で待機児童を減少させるということの法改正だと思うんですけども、豊郷町でこれまで育児休業をとった人たちは、休業期間は1年ですとか1年6カ月、また、その休業期間中の給与保障というのは、町としてはこれまでどういう保障でやっていたのか、また、これでは非常勤職員に対しても育児休業は条件があれば認められるという話なんですけれども、豊郷町で非常勤職員で育児休業の申請をされた経緯というのは今まであったんでしょうか。ちょっとその辺も、今現在、育児休業中の職員はいないということですけども、これまでの町の実績として、その辺の説明もお願いいたします。

**総務課長** 議長。

**前田議長** 村田総務課長。

**総務課長** 今村議員の再質疑にお答えいたします。

私の説明がちょっと不足していたと思いますが、今回の改正は非常勤職員でございますので、当然、私ども職員については、今までどおり育児休業制度は3歳、3年までは育児休業がございますが、その職員ではない。要するに、今考えられますのは嘱託職員といわれるものが今回の改正の内容になるんですが、この嘱託職員の定義というのが、国家公務員、また地方によって考え方に多少の違いがございます。これは今回、国の方で、もちろん国の法改正でございますが、国が前提として考えているのは国立国会図書館の職員とか、ある意味大きいところで非常勤職員というのはおられます。要するに一般職の非常勤職員と特別職の非常勤職員の、この考え方によって変わってきます。私どもの現在の嘱託職員は特別職の非常勤職員という考え方ですし、今回の改正については一般職の非常勤職員ということになりますので、先ほど、対象者が

おりませんということでお答えをさせていただいたということでございます。

今後、今村議員がおっしゃったように、保育所どうのこうのというのは、確かにそういうことは背景にあるのかもわかりませんが、法の制度としては一般職の職員が3年未満であります、現状が。それが、非常勤の職員が1歳6カ月だったものが2年に延長をされたという改正でございますので、その辺、若干取り扱いが変わってきますので、お願いをいたします。

**前田議長** ほかに質疑はありませんか。

**今村議員** 議長。

**前田議長** 今村さん。

**今村議員** 今、課長の説明はわかったんです。これは、今回は非常勤職員部分の改正だからということで、その部分ではありませんということはわかりましたけれども、豊郷町で、やはり正規職員で育児休業をとる人もいますし、また、非常勤職員、先ほど一般職員の非常勤職員が対象だということなんですけれども、豊郷町は特別職の扱いで非常勤職員を嘱託職員という形で、この対象に該当する対象はいないという話なんですけど、特別職の嘱託職員、非常勤職員では対象にならないという理由は一体何なんでしょうか。そういう嘱託職員というのは結構、保育園や幼稚園、そういう人たちも多いじゃないですか。若い人たちも子育て中の人たちも来ていただいていますでしょ、そういう中で対象にならないというのは、一般行政職員だけが対象っていうのは、何かすごく、実態とかみ合わないような制度改正に聞こえるんですけども、これは国がこういう対象だけに狭めたということなんですか。ちょっとその辺の説明をお願いいたします。

**総務課長** 議長。

**前田議長** 村田総務課長。

**総務課長** 今村議員の再々質疑にお答えをいたします。

国の方では一般職の非常勤職員ということで、その辺がきちっと定義されております。その中に、先ほど言いましたように国立国会図書館のそういう非常勤職員という形がありますし、国立病院関係あたりの非常勤職員ということで、ある程度整理はされております。ただ、市町村にいきますとその辺がまちまちであるという状況が現実でございます。

嘱託職員の場合、定額、月額幾らということでお支払いするんですが、その場合は当然報酬の関係がございますので、条例の方で、今現在豊郷町も定めておりますけれども、今後の方向性、国の考え方は、今の働き方改革の中で、臨時職員、嘱託職員と言われるものが混在をしております。それを一定、整理をす

るという国の方針が既に出ております。その中で、今言われていますのは、今後なんですが、会計年度の任用職員制度というのが32年4月から導入をするということで、国の方ではそういう方向が出されております。30年、31年度の2年間で、この制度の導入に向けてどうするかということの研究し、最終的には条例を提案をするわけですが、その中で、この一般職の非常勤職員、特別職の非常勤職員というのを明確に分けて定義づけをしないと、今後の会計年度の再任用制度というのができないということがございますので、既に国の方はそういうことを合わせて導入に向けて検討をなさいたいということで、この前説明を受けておりますので、今後、そういう制度に向けて研究して、32年4月からそういう制度の導入に向けて取り組みを行うということは、全市町村が、今現在、国の方からそういう指導を受けているという状況でございます。

**前田議長** ほかに質疑はありませんか。

**議員** なし。

**前田議長** ないようでありますから、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、豊郷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

**議員** 異議なし。

**前田議長** ご異議なしと認めます。

よって、議第76号を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほど、よろしく願います。

日程第10、議第77号平成29年度豊郷町一般会計補正予算（第4号）から、日程第14、議第81号平成29年度豊郷町水道事業会計補正予算（第2号）までを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

**伊藤町長** 議長。

**前田議長** 伊藤町長。

**伊藤町長** 議第77号平成29年度豊郷町一般会計補正予算（第4号）及び議第78号平成29年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）から、議第81号平成29年度豊郷町水道事業会計補正予算（第2号）までの各特別会計補正予算について、一括してご説明申し上げます。

議第77号平成29年度豊郷町一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,617万2,000円を追加し、歳入歳出予算総額を40億3,545万8,000円とするものでございます。

歳入では、分担金及び負担金28万6,000円、使用料及び手数料68万5,000円、財産収入3,839万9,000円、寄附金2,000万円、繰入金1,840万2,000円、諸収入36万1,000円を追加し、国庫支出金1,762万9,000円、県支出金383万2,000円、町債1,050万円を減額するものであります。

次に歳出では、議会費8万3,000円、総務費2,857万8,000円、民生費1,764万5,000円、衛生費16万2,000円、農林水産業費66万8,000円、商工費18万9,000円、消防費17万2,000円、教育費602万2,000円を追加し、土木費734万7,000円を減額するものであります。

補正予算の主な内容を申し上げますと、歳入では款13国庫支出金1,762万9,000円の減額、款14県支出金383万2,000円の減額は、各事業の本年度実績額及び今後の事業費見込み額の算出による歳出の増減に伴い、国庫支出金等の歳入の補正を行うものであります。

款15財産収入、項2財産売払収入3,839万9,000円の増額は、平成29年10月13日に実施しました町有地の公売、一般入札により売り払いしました土地、売払収入を計上しました。

款16寄附金では、ふるさと納税による寄附金2,000万円を計上しました。

款17繰入金、財政調整基金繰入金では、今回の補正予算に伴います財源調整におきまして1,840万2,000円の増額を行うものであります。

款20町債、項1町債の公共事業等債1,050万円の減額につきましては、道路補修計画にかかる道路補修工事及び橋りょう補修工事の補助金事業等の減少に伴い、補正計上を行うものであります。

次に歳出では、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の節2の給料、3の職員手当等、4の共済費について、副町長の給料等にかかる803万7,000円の減額を計上しました。目10地域づくり推進事業費、節25積立金は、豊郷小学校旧校舎管理基金積立金100万円、また、ふるさと寄附基金積立金に1,900万円の積み立てを行うものであります。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節23償還金、利子及び割引料1,582万8,000円は、平成27年、28年度の臨時福祉給付金について、2年度の実績に応じて国庫補助金の返還が生じることから措置をす

るものであります。

款 10 教育費、項 6 保健体育費、目 2 スポーツ公園施設費、節 13 委託料 224 万 7,000 円は、スポーツ公園野外活動施設解体設計業務を計上したところであります。

次に、議第 78 号平成 29 年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 416 万円を追加し、歳入歳出予算総額を 10 億 5,618 万 7,000 円とするものでございます。歳入では前期高齢者交付金 2,798 万 4,000 円を追加し、国庫支出金 1,421 万円、県支出金 820 万 2,000 円、繰入金 141 万 2,000 円を減額するものであります。

次に歳出では、総務費 22 万 2,000 円、保険給付費 1,788 万 9,000 円、後期高齢者支援金等 154 万 2,000 円を追加し、介護納付金 793 万 7,000 円、基金積立金 755 万 6,000 円を減額するものであります。

補正予算の主な内容を申し上げますと、歳入では 5 ページ、款 3 国庫支出金、項 2 国庫補助金 1,218 万 2,000 円の減額につきましては現在までの実績に伴います 29 年度見込み額の算出によるものであります。また、款 5 前期高齢者交付金、項 1 前期高齢者交付金 2,798 万 4,000 円の増額につきましては、交付金の変更交付によるものであります。また、款 6 県支出金、項 2 県補助金 820 万 2,000 円の減額につきましては、現在までの実績に伴います 29 年度見込み額の算出によるものであります。

次に、歳出では 7 ページ、款 2 保険給付費、項 1 療養諸費 1,408 万 1,000 円の増額、また、項 2 高額療養費 380 万 8,000 円の増額につきましては、各給付費等の現在までの実績に伴います 29 年度見込み額の算出によるものであります。また、款 6 介護納付金、項 1 介護納付金 793 万 7,000 円の減額につきましては支払い基金からの通知によるものであります。また、款 9 基金積立金、項 1 基金積立金 755 万 6,000 円の減額につきましては、納付費の増に伴う充当によるものであります。

議第 79 号平成 29 年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 31 万円を減額し、歳入歳出予算総額を 6 億 4,894 万円とするものでございます。歳入では繰入金 31 万円を減額するものであります。歳出では、総務費 31 万円を減額するものであります。

補正予算の主な内容を申し上げますと、歳入では 5 ページ、款 7 繰入金、項 1

一般会計繰入金 31 万円の減額につきましては、事務費繰入金の減によるものであり、次に歳出が 6 ページ、款 1 総務費、項 5 事業計画策定費 31 万円の減額につきましては執行残によるものであります。また、款 2 保険給付費、項 1 介護サービス等諸費 11 万 6,000 円の減額、項 2 介護予防サービス等諸費 11 万 6,000 円の増額につきましては、各給付費等の現在までの実績に伴います 29 年度見込み額の算出によるものであります。

議第 80 号平成 29 年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 6,090 万 9,000 円とするものでございます。

歳入では、繰入金 3 万 8,000 円を追加するものであり、歳出では総務費 3 万 8,000 円を追加するものであります。

補正予算の主な内容を申し上げますと、歳入では 5 ページ、款 3 繰入金、項 1 一般会計繰入金 3 万 8,000 円の増額につきましては事務費の増によるもので、次に歳出は 6 ページ、款 1 総務費、項 1 総務管理費 3 万 8,000 円の増額につきましては、事務費の増によるものであります。

議第 81 号平成 29 年度豊郷町水道事業会計補正予算（第 2 号）について、ご説明申し上げます。

第 2 条記載の収益的収入及び支出の予定額は、既定の収入額に 116 万 5,000 円を増額し、収入総額を 2 億 1,238 万 3,000 円、既定の支出額に 38 万 1,000 円を増額し、支出総額を 2 億 4,707 万 4,000 円とするものであります。

収入の内訳では、営業収益 116 万 5,000 円を増額し、支出の内容は営業費用 23 万 4,000 円、特別損失 14 万 7,000 円を増額するものであります。第 3 条の浄水場包括管理業務に係る債務負担行為は、期間を平成 29 年度から平成 30 年度までとし、限度額を 1,233 万 4,000 円と定めるものであります。

以上、議第 77 号から議第 81 号まで一括して説明を申し上げましたので、ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

**前田議長** これより質疑を行います。

質疑は一括して行います。質疑はありますか。

**今村議員** はい、12 番。

**前田議長** 今村さん。

**今村議員** それでは、議第 77 号平成 29 年度豊郷町一般会計補正予算（第 4 号）につ

きまして、まず歳入の方から。8ページの目1民生費負担金で老人保護措置費入所者負担金、28万6,000円あるんですが、これは歳出の方で養護老人ホームの措置費も入っていますが、この人数、また、入所される方の状態、どういう状態で入所されるのか、中身を説明してください。

それから、その下の使用料のところ、生きがいデイサービス利用料ということで62万1,000円の増額補正がされております。これにつきましては、この生きがいデイサービスに利用されている方に、介護保険の認定、要支援1、2の方がこの増額補正の中に含まれているのか、また、現在生きがいデイサービスを利用されている人数は何人いらっしゃるのか説明を、増額の理由とともに説明をお願いいたします。

その下の道路占有使用料6万3,000円というのは、これはちょっと、場所、中身、説明してください。

続いて9ページで、項2の国庫補助金の2民生費国庫補助金の中で、臨時福祉給付金給付事業費補助金で406万5,000円の減額補正、これは当初予算見込みをしていたのに比べて、この減額が出ているということなので、これは町が予定していた事業の補助金、給付される見込みの人たちの何%がこれに、これはきっと申請主義なんだろうと思うんですが、この執行率はどれだけだったのか。またこの給付金請求をしなかった方たちというのはどうしてできなかったのか、その実態はどういうものなのかを説明をお願いいたします。

それから、項2の県補助金で目4の農林水産業費県補助金、集積協力金事業費補助金というのが42万4,000円、この補助金が出ておりますが、これはどういう中身でどういう実態なのか、説明をお願いいたします。

それから10ページの財産収入、不動産売払収入で3,839万9,000円、町有地売払収入ということで、一般競争入札で実施したということですが、これは場所と、それからどういう入札の仕方をして、何件応札があつてこの金額になったのか、入札結果と町の条件について、それから落札したのはどこなのかというのを説明してください。

それと、下の方の雑入で町有林立竹林伐採補償料というのがありますが、これはどういう中身なのか。36万1,000円、ちょっと中身がわからないので、どういうものか説明をお願いいたします。

歳出の方では、12ページで、総務費の中で目10の地域づくり推進事業費、空家対策協議会委員謝金ということで16万5,000円増額補正をされておりますが、今後この空家対策協議会として、どういう委員活動のための謝金なのか、増額されているということなので、何か事業、何か取り組みがあるのか、



中身について説明してください。

19ページの教育総務費で、目3の教育振興費、節20扶助費で30万4,000円、要保護および準要保護児童生徒援助費、就学援助費が30万4,000円というふうに増額になっていますが、これは対象人数が、当初のあれ、増えているのか、現在何人、小中でいらっしゃるのか。それと、支給内容が増額変更があったのか、この中身について説明をお願いいたします。

それとその下の小学校費、中学校費もありますが、それぞれ光熱水費が増えたり修繕料が増えたり、そういう関係のことが項目として上がっておりますが、その概略だけ説明してください。それからスポーツ公園については設計委託料ということで挙がっていますが、これはどういう設計委託料なのか説明をお願いいたします。77号は以上です。

続いて、議第78号、国民健康保険事業の補正予算（第3号）について、まずは5ページの歳入の部分ですけれども、項2の国庫補助金で財政調整交付金が、ここで1,218万2,000円の減額補正をされております。その下の方で、それに準じて款6の県支出金でも財政調整交付金が820万2,000円、普通調整交付金が減額をされておりますが、減額になった経緯を説明してください。

そして歳出の方で、7ページ、款2の保険給付費、項1療養諸費の中で、目1の一般被保険者療養給付費、ここで1,408万1,000円、一般被保険者療養給付事業負担金ということで増額補正がされております。これについては一般被保険者の療養給付費が伸びているという形で見えるんですけれども、これの増えている事情を説明してください。また、その下の8ページには、目1に一般被保険者高額療養費ということで、ここでも380万8,000円、一般被保険者高額療養費支払事業負担金というのが上がっておりますが、これはどういう高額療養で、件数、どういうのがあって、こういう増額になっているのかを説明してください。

それから、前後するけど、その前の7ページの一般被保険者療養給付費というところなんですけどね、先ほど、給付費は増額しているということですが、この特定財源内訳というのを見ますと、国県支出金が2,583万8,000円というのが減額になっているんですよ。これはさっき、歳入の方で国県の調整交付金が減っているというのがここにはまるんだらうなと思うんですが、その、少なくなっ、その他の、これは保険税だと思うんですけど、それと町の一般財源が増えているんですが、この仕組みがよくわからないんですけど、普通調整交付金が減るということは全体のパイが減っていくんじゃないかなと思うん

ですが、これは普通調整交付金が減って、保険料と町の一般財源が増えているという、この仕組みがちょっと理解できないので、今回、どういう措置でこうなっているのかを含めて、歳入歳出の絡みで教えていただけたらと思います。以上です、これは。

次に、議第79号平成29年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、6ページの款2保険給付費、項1介護サービス等諸費の中で、目5の施設介護サービス給付費というところで1,113万円、施設介護サービス給付費が減額になっております。これは施設介護サービス給付費の減額理由、どういう事情でこれは減額になっているのか、その中身、内訳について説明をお願いいたします。

以上です。

保健福祉課長

はい。

前田議長

神辺保健福祉課長。

保健福祉課長

今村議員のご質疑にお答えさせていただきます。

議第77号、一般会計補正予算（第4号）ですけれども、8ページ、歳入の部分です。民生費負担金で老人保護措置費入所者負担金28万6,000円の増額について、この人数と状態をとということでしたけれども、これにつきましては新たに1名の方の措置入所を行ったことから、その方に伴います自己負担分の収入見込みをあげたものです。

この方の状況としましては、詳しいことは控えさせていただきますけれども、おひとり暮らしで、おうちでそのまま継続して暮らされるということについては危険というふうに、そのまま暮らされるのは無理であるというふうに判断をさせていただきましたので、措置入所としたものです。

それと、款12の項1、民生費使用料の生きがいデイサービスですけれども、要支援の1、2の方は含まれているのかという問いでしたけれども、確かに要支援の1、2の方は何名かおられます。現状としてもおられます。それと人数は何人ですかということでしたが、ここにつきましてはの予算については、当初予算、1日平均12人で見させていただいておりましたけれども、現状としては、1日約、平均として16名の方の利用が生まれてきておりますので、それに伴います収入ということ増額をさせていただいたものです。

9ページです。民生費国庫補助金の臨時福祉給付金の補助金、減額ですけれども、ここの給付のパーセントは、今年度は85.98%でした。このパーセントにつきましては、私どもの方で、対象であるかなと、対象であるという確定ではなくて、対象になるのかなということ送らせていただいた中の受け付け

をしていただいた方のパーセントですので、必ずしも、これ以外の方が該当した人ばかりであったということは言い切れない部分もありますけれども、申請につきましては何回も、これまでから臨時福祉給付金の取り扱いはありましたので、それにつきましては金額が、今回は1万5,000円でしたので、ちょっと率は上がったかなと感じております。

私の方からは以上です。

地域整備課長 はい、議長。

前田議長 山田地域整備課長。

地域整備課長 今村議員の質疑にお答えいたします。

8ページの4土木費使用料の5道路占有使用料と6の行政財産使用料なんですけども、平成29年の3月27日に道路占用料の改正をさせていただきまして、電柱と埋設の単価が若干、金額が高くなっております。そのための増額と、あと1カ所、ケイ・オプティコムの子会社で共架の物件が1件ありましたので、その部分の増加です。

以上です。

産業振興課長 はい、議長。

前田議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 今村議員の質疑にお答えいたします。

9ページの農林水産業費県補助金の集積協力金事業費補助金についてですけども、こちら、平成28年の9月から11月、2回目の、機構の方に募集をかけたときにあったやつでございまして、1つ目、耕作者集積協力金というのに1万2,000円と、経営転換協力金が41万2,500円の、合わせて42万4,000円でございます。

以上です。

総務課長 はい、議長。

前田議長 はい、村田総務課長。

総務課長 私の方からは10ページで、まず、不動産売払収入の3,839万9,000円の計上でございますが、これにつきましては8月31日の議会の議員全員協議会でご説明をさせていただいておりますが、旧と畜場跡地の公売を行ったところでございます。このときに、説明後、9月4日に土地の公売の公告を行っております。この中に最低制限価格とございますか、こちらの希望価格を公告の中に記載しまして公募を行っております。金額は3,740万円で、希望価格を表示して入札を行ったものでございます。

入札につきましては、10月13日にこの入札を実施しております。このと

きには3名の方が応札をされたということでございます。そのうち豊郷町に在住の角田さんという方が落札をされたということで、金額は3,840万円でございます。当初予算1,000円でございますので、残り3,839万9,000円を増額の計上をしたというものでございます。

次に、19諸収入の雑入におけます町有林の補償料36万1,000円でございますが、これにつきましては多賀町樋田にございます町有林がございまして、そこに高圧の送電線が通っております。その高圧の送電線の保守または点検等において、やはり樹木が障害になるということで、これは関西電力さんの方から保守料、その送電線にかかる部分について一部伐採をさせていただきたいという申請がございました。その分の補償料36万1,000円を計上したものでございます。

企画振興課長 議長。

前田議長 はい、清水企画振興課長。

企画振興課長 続きまして歳出の12ページ、2総務費の一番下、10地域づくり推進事業費についてご説明申し上げます。これにつきましては空家対策協議会ということで、懸案になっております空き家について、まず、豊郷町の基本となる空家対策計画というものを策定するために協議会を設置するもので、今年度は3回ほどの開催を計画しております。

以上です。

教育次長 はい、議長。

前田議長 岩崎教育次長。

教育次長 今村議員の質疑にお答えいたします。

19ページ、20扶助費30万4,000円。これは平成29年度の国予算における単価の見直しであります。これにつきましては、新入学の児童・生徒の額の単価の変更であります。今現在、中学校で31名、両小学校で77名の方が準要保護を受けておられます。

次に、順を追って説明していきたいと思っております。豊郷小学校の需用費、光熱水費ですけれども、電気代が16万252円、上水道代が14万3,552円、給食のガス代が9万4,437円です。修繕料の12万5,000円の分ですけれども、これは台風21号による被害の修繕でございます。学童通用扉の板がちよっと壊れまして、2万4,840円。児童昇降口の校章ですね、小学校の、それが落ちてしまいまして、それが1万8,800円、体育館の屋根点検口の扉のとめ具が外れました、これが8万1,300円です。

次に14の使用料、2万円、これはスロープの借上料です。特別支援児がお

りますので、そのスロープをちょっと借りて、卒業式等の行事に使いたいと思っております。

次に備品購入費、机と椅子の、今度の人数増減によるところの追加でございます。

今度、日栄小学校の管理費でございます。52万1,000円、台風のために一輪車置き場の屋根のテントが壊れてしましまして、それが8万2,080円、体育館のオペレーターの修繕が34万6,464円です。それと給食室のIHの炊飯器の交換が9万1,800円になっております。

次に5万4,000円の通信運搬費。電話代が5万3,911円、下水道代が6万9,104円、備品購入費の椅子と机31万1,904円です。

次に役務費、通信費が2,460円となっております。

あと、中学校の管理費ですけれども、灯油費が16万4,000円、水道代が24万3,360円、それと修繕料、これがチャイムですね。プログラムタイマーつき親時計の交換工事が24万9,200円、防犯カメラの設置と取りかえが14万2,560円、3年3組の教室の換気扇の取りかえが2万9,160円になっております。

次に、18の備品購入費ですけれども、これにつきましては中学生議会で申し入れがありました加湿器、2万498円の18台分を見込んでおります。

以上です。よろしく申し上げます。

社会教育課長 はい。

前田議長 秋尾課長。

社会教育課長 今村議員のご質疑にお答えいたします。20ページ、保健体育費のスポーツ公園施設費の委託料でございます。

これにつきましては9月議会でお諮りいたしましたとおり、スポーツ公園の野外活動施設、管理棟1棟、バンガロー4棟、炊事場1棟の解体に向けた設計費でございます。

以上です。

医療保険課長 議長。

前田議長 北川議長。

医療保険課長 それでは、私の方から今村議員のご質疑にお答えをしたいと思います。

まず、議第78号国民健康保険の特別会計補正予算の5ページでございます。国の財政調整交付金の部分でございますけれども、まず、この減額の理由につきましては、本来、掛け率でございますけれども、保険給付に対する過去の平均3カ年の平均により算出するということから、今回0.0817を掛けさせて

いただきました。これは県とのヒアリングの中で、過去3年間の平均により年々下がってきておるということから、この部分で掛け直したということでございます。よって、この部分での減額が大きいと考えております。また、県の方につきましても財政調整交付金、これも年々下がってきておると、同じような理由でございます、この部分については0.0443で掛け直したと。当初は0.0695で上げておったんですけれども、ヒアリングにより、この部分が大きく落ちてきているということでございます。

7ページでございます。療養給付費の1,400万円の増につきましては、28年度の医療費が、前年に比べて10%ほど、1割ほど落ちまして、その部分も考慮しての当初予算を組んだわけでございますけれども、また、29年度において、いわゆる大病を患った方があったりとか、そういう部分がまた出てまいりまして、そういう部分で伸びたのではないかと考えておるところでございます。

続きまして、8ページの高額療養の部分でございます。この部分についての380万円の補正でございますけれども、月平均、大体80件から90件、延べでございますけれども、推移しておる中で、今回、月100万円以上の療養給付費が発生しておるということから、今後の見込みも含めまして増額をさせていただいたところでございます。

1つ戻りまして、財源構成の内訳の中で、なぜ国県の財源が落ちているのかという部分につきましては、これは先ほど申しましたその部分で、掛け率が落ちてきているという部分でございますが、もう1つ、前期高齢者交付金というものがございます、70歳から74歳までの部分の方の人口割合が、社会保険に比べて国民健康保険は多いということから、ほかの保険、社会保険とかの方から入ってきておるわけでございますけれども、そういう比率が、2年前の療養給付費の掛け率でいっておりますので、そういう部分で、今回多かったという部分で、その他財源が増額されているという部分があります。また、国県支出金、そしてその他財源を差し引きますと、一般財源からおのずから支出してこなければならないという部分で、一般財源から繰り出しをしておると、支出をしておるということでございます。

議第79号、介護保険、6ページの施設介護サービス給付費の減額理由でございます。この件につきましては、施設の今後の見込みを見てみますと、29年の推計で申しますと、今現在、去年の実績に比べて、特養といわれる特別養護老人ホームが45から44名の推計、1名減ということ。また、老人保健施設、これにつきましても昨年の実績が16でございましたけれども、今回13

の実績推計を見ておるといふようなことから減額をさせていただいたところ  
でございます。

以上でございます。

前田議長 今村さん、再質疑はありますか。

今村議員 いいです。

前田議長 ほかに質疑はありませんか。

鈴木議員 議長。

前田議長 鈴木議員。

鈴木議員 簡単にしますが、2点だけお願いいたします。

1点目は議第77号です。一般会計補正予算の18ページの、住宅費の1の  
公営住宅管理費の修繕料が計上されていますが、この中身と、同時に教えてい  
ただきたいのは、先ほど定期監査執行記録の報告をいただきましたが、その9  
月分によりますと、少し気になる記述がありましたので、教えていただきたい  
と思います。

この9月分によりますと、そのまま読み上げますが、公営住宅で1軒分のブ  
レーカー増設を行っているが、公平性や安全性を考え、ここが引っかかってい  
ます。現在の状況について点検を行い、今後の対応については十分協議を行う  
ことということが、監査から指摘をされているのですが、具体的にどういうこ  
とであったのか説明をお願いしたいと思います。公平性、安全性云々とありま  
すから、表現も気になりましたし、具体的にどういうことであったのか、これ  
は監査の指摘ですので説明をお願いしたいと思います。ちょっと申しわけない。  
今いただいたところで、私も十分読みこなせていませんが、少し気になりました  
ので、お願いをしたいと思います。

それから最後に、20ページの設計委託料。先ほど、同僚議員から質疑もあ  
りましたけども、説明になっていないと思うんですよ。野外施設の設計委託と  
いうのは、これを読めば十分わかるわけですが、であればお聞きをしたい。と  
いうのは、1つは、これは設計費ですから、あれぐらいの簡単な野外施設です  
から基本設計も実施設計もないだろうとは思いますが、それと、当然この後  
事業費が計上されるということになると思うんですが、その辺も含めて、本年  
度中に事業費の計上もされて解体までいけるのかどうか、その辺のスケジュ  
ールをどう考えておられるのか、まずは担当課から説明を求めます。

人権政策課長 議長。

前田議長 小川人権政策課長。

人権政策課長 それでは、議第77号の公営住宅の修繕料の内容についてご質疑がありまし

たので、お答えさせていただきます。

162万円の修繕料の内容でございますが、この間の21号の台風によりまして、公営住宅の雨漏りが9件発生しておりまして、外回りの防水工事ならびに中の天井修繕等の工事が必要になったため、修繕をさせていただくということでございます。

それともう1点、定期監査報告による指摘事項につきましてでございますが、公営住宅、建設されてから27年ほどたっておりまして、当初は、クーラーの設置につきましては、一応、想定1台という形で設計をされておりましたけれども、2階建ての公営住宅につきましては、2階に二間、下に一間という形にありまして、どうしても夏場、暑いということから、2階にもクーラーを設置したいという要望がございまして、今の状態でいきますと、そうしますとブレーカーが飛んでしまうということになりましたので、体の不自由な方でございますので、やっぱりクーラーが必要やろうということから、一応ブレーカーを増設させていただいて、クーラーの設置については個人負担でしていただいたんですけど、ブレーカーの設置については町の方でさせていただいたということでございます。

今後、来年度に向けまして、そういう場合には、やはり当然、必要な設備としてブレーカーの増設などを考えていったらどうかということで指摘がありましたので、そのように検討させていただきたいということでお答えさせていただいたところでございます。

以上です。

社会教育課長 議長。

前田議長 秋尾社会教育課長。

社会教育課長 鈴木議員のご質疑にお答えいたします。一応、野外活動施設につきましては予算が通りましてところで入札執行をさせていただきまして、来年3月までには設計を終えて、一応、6月の予算の補正にかけて、8月までにはできたら解体して、整地していきたいなと思っております。

以上でございます。

鈴木議員 議長。

前田議長 鈴木さん。

鈴木議員 野外施設の件ですが、それは遅いんじゃないですか。来年の8月、今年度中に解体するという回答だったんですよ、回答は。だから私は聞いたんです。設計費と書いてあるから、あれくらいを潰すの、言えば、個人で潰すんだったら非常に簡単な話ですが、公についてはそうもいかないというのは十分わかりま



す。ですからこの設計には、基本設計も実施設計もあるのかと聞いたんです。こういう質問をしますと、設計に2カ月、3カ月かかるからという回答があると思いますが、実績がありますよ。1カ月でできたと。役場は当初、平成23年の12月3日に、当初の一番最初の役場庁舎の設計案、A案が示されたのが平成23年12月3日でした。そのA案の入札が行われたのが平成23年の10月です。私はあまりにも、当初予算が議決されて、入札が遅かったじゃないかという質問をした記憶があります。で、入札が実施されたのが確か10月の中頃だったと思います。いいですか、10月の中頃にあれだけの設計ですよ。10月の中頃に入札をして、12月3日の全員協議会には資料として配られたんです、そのとき私、質問しています。じゃあ、遅くとも11月の末にはもうできてる言うた、あれだけのものですよ。それに比べたら、野外施設というのは非常に軽微な、小規模ですから、1カ月かからないと思いますよ。実績があるんです。私が言ってるのは。ですから、それらも踏まえて、事業費は今年度中に、例えば実際の事業が繰り越しになるかもしれませんが、しかし、構えとしてやはり今年度中に解体するという構えが必要なんじゃないですか。解体をすると、そのためにはどういう準備をしなければならないかということを考えるのが行政の役割ではないですか。1カ月でできたら、あれだけのA案、非常に詳細にわたるA案が1カ月で基本設計ができて私どもに説明があったわけですから、そういう経験があるわけですから、これ、教育長に求めますが、それらも踏まえて3月までには事業費を計上するというぐらいのスケジュールで、スピードアップをして取り組んでいただきたいと思います。回答を、これは教育長に回答を求めます。

最後に確認ですが、この改良住宅の件は、より快適な生活を送っていただくという点ではエアコンが必要だということで、1軒の方にそういう要望があって、ブレーカー、いつでも取り付けられるようにブレーカーの設置はしたということはわかりましたが、じゃあ、これからは、基本的には各部屋にブレーカーを設置して、個々の方でエアコンが設置できるというふうに整備をしていくというふうに理解をしていいのか。先ほどの説明はそういう意味だったと思いますので、ちょっと確認をお願いします。

人権政策課長 議長。

前田議長 小川人権政策課長。

人権政策課長 鈴木議員の再質疑にお答えいたします。先ほど私、27年と言うんですけど、33年の間違いです。2階建てについては大分経過しておりまして、当初、そういうクーラーを何台もつけるというつもりで建ててないという施設ですの

で、現在、2相といいまして、クーラー1台分、コンセントを差し込むタイプのクーラーしか使えないようなブレーカーの容量になっているそうです。

仮に、3部屋ありまして、3部屋ともつけるとなったら、とてもじゃないけど、すぐ飛んでしまうというような状態でございまして、現在、無理してコンセントから、2階にもつけておられる方がいるんですけれども、そうなる容量オーバーしてしまっていて、今後火事になったりとか、そういうことがあるんじゃないかというふうに、専門の方に聞きますと、そういう話でございました。だから、来年度予算に向けまして、そういうことも踏まえましてブレーカーの増設を各戸に、全体的に行っていくという形で予算化をしていきたいなというふうに準備をしているところでございますので、よろしく申し上げます。

**教育長** 議長。

**前田議長** 堤教育長。

**教育長** ただいまの鈴木議員の、年度内での解体ということのお話がありましたけど、確かに、事業としてスピードアップを図っていくことは大事なかなと思いますが、やっと解体設計に伴う予算を見ていただきまして、これを執行し、また3月の補正でもって解体の予算等を上げていきましても、年度内での執行完了ということは難しいかなと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

**鈴木議員** 議長。

**前田議長** 鈴木さん。

**鈴木議員** 言うてることを理解してもらってない。ちゃんと聞いてもらってますか、教育長、質問。

私は年度内に解体をしてくれと言ってませんよ。もう一度説明しますが、先ほど言ったようにね、担当課長。この議会が終わるのは二十日ですやん。今から準備をすればいいんですよ。年内に入札をやれば、先ほどの経験からいけば1月までに実施設計が終わってしまうじゃないですか。できるんです、やった経験があるんだから。

私が言ったのはね、教育長。年度内に解体を全部するべきじゃないかということは言ってません。ちょっと、私の言葉足らずだったとすれば改めますが、解体の事業費まで年度内でできませんかと。3月までにできなければ、それは繰り越しになるのかどうか、事務的にわかりませんが、基本的な構えとして、野外施設は年度内に解体するという事務作業を、この年度内に終えるというスピードアップはできませんかと、そういう意味。

**社会教育課長** はい、議長。

**前田議長** 秋尾社会教育課長。

社会教育課長 鈴木議員の再々質疑にお答えいたします。

鈴木議員のおっしゃるとおりでございます。私ども、たとえ繰り越しでお願いしようが、年度内には予算計上して、解体に向けて努力してまいりたいと思います。

以上でございます。

前田議長 ほかに質疑はありませんか。

北川議員 はい、議長。

前田議長 北川さん。

北川議員 それでは、先ほど同僚議員からの質疑がありましたように、公営住宅のブレーカーの件でちょっとお尋ねしますけども、課長、先ほどの説明はよくわかりましたけども、現状、このブレーカーに対して別個でつけている住宅もありますよね。もう既に、個人で電気屋さんを呼んで、お金を払ってつけているという箇所もあります。調べてもらったらわかると思います。では、その方たちの、現状、先に自分たちが個人的につけた費用というのはどないになりますのか。

今の答弁でいうと、今後、これからずっとつけていくという、前向きな姿勢でやっていくとの答弁でありましたけれども、現状、今もう既につけてあるところに対してはどういう形で処置をされていくのかお尋ねします。回答をお願いします。

人権政策課長 議長。

前田議長 小川人権政策課長。

人権政策課長 北川議員のご質疑にお答えいたします。自己負担でブレーカーをつけておられるという方の調査については、まだ私どもでは把握しておりませんので、またその辺も踏まえまして、調査して把握させていただいた上で、今の考えといたしましては、やはり火事になってからでは遅いので、無理してつけてはるようなおうちがある場合については、やはり町として、それを未然に防ぐということで、全体的にブレーカーの増設を考えていかなあかんのちゃうかということで、来年度予算の方で計上していきたいなというふうに今は考えているところです。

北川議員 僕が言うたのは費用、費用。要するに、個人でつけてはる人は個人でお金払ってはるわね。今後やるに際しては、費用が、要するに費用を払ってやるのか、それとも、それはそれまでで、個人で払ってはる分は、もうそのままです。

前田議長 北川さん。

北川議員 あのですね、それは十分わかってます。ただ、費用的なことで、既に個人的につけてはる人たちは、自腹を切って自分たちで払っておりますよね、その人たちの費用をどういうふうに、それはそのままにしておくのか、さもないと、

個人でつけてある、今後これがつけられるに当たって、1個つけるに当たって幾らかという予算的なものはわかりますわね。その分を返還してやるのか、さもないければ、今までつけてはる分に対しては、これはもう個人でつけてはるんやさかいに、個人に持たしたままでやっていくのか。というのは、僕がこれを聞くのはなぜかという、次、仮に、公営住宅、町営住宅、返すに当たって、そのブレーカーのお金を出してはりますよね。その分を、ブレーカーを外すわけにはいきませんわね、だから、そういった場合にどういうふうな考えでいるのかというのをお尋ねしているわけでございます。そこら辺を踏まえて答弁を願います。

人権政策課長 議長。

前田議長 小川人権政策課長。

人権政策課長 再質疑にお答えいたします。クーラーの設置については、今現在、町では設置前に、未然に届出をしていただいて、町の許可をもらって設置するというふうにしておりませんので、個人で電気屋さん頼んで、していただいているということになると思います。ただ、先ほど言いましたようにコンセントに差し込むタイプのクーラーと、そうでない、要するにもとから引っ張ってブレーカーを増設してやるクーラーとございまして、今現在、自分の設置するクーラーによりまして、改めてブレーカーをつけておられる方がおられるようにも聞いてますので、まだ実態はわかりませんが、いうふうにおられますので、それはあくまでもクーラーの設置費の中の一部として設置されておられるということでございます。

ただ、町としては先ほど説明させてもらったように、無理してつけておられる方について、もし火事があったときに、それは個人責任になりますので、やはり今の時代、クーラーが必要やということから、一定の設置できるようなブレーカーに変更していくべきではないかということで、今検討していると。

ちなみに、3階建ての住宅につきましては、各部屋にクーラーがありまして、十分、容量的にオーバーしないような設計になっておりますので、そういう形に変更していきたいと考えております。

以上です。

北川議員 議長。

前田議長 北川さん。

北川議員 課長、僕が言ってるのは、個人でコンセントつけますわね、個人で。今度、住宅を返すに当たっては、それは外せませんがな。そうすると、これは町のものになりますわね。コンセント、要するに回路を1つずつ増やして行って、クーラー用の回路、必ずこれはつけなあかんと。僕も電気屋さんとおつき合ひさ

せてもろてるけども、やはりエアコンとか、そういうのになったら1つずつ回路をつけなあかんと。そんなもん、タコみたいにやると、今課長が心配していたように、火災の原因にもなるさかいに。ただ、それはそれでよろしいがな。ただ、個人で既にもうやってあるところ、これからは、そういうのを配慮して増やしていくというのを課長言ってますわね。じゃあ、個人でつけた、現状、個人でついているところに対して、今度、住宅を返還するに当たってはその部分を撤去、外して持っていくということはできませんわね。今後の場合は町の予算でやっていく、じゃあ、今後これから、その個人でやってはる分に対しての、出たときに、その予算というか、支払ったお金はどないなるんかということ、を僕は聞いている。というのは、それは残したら、これは町のものとして残るわけよ。その部分に対してはどういう考えでいるかというのを尋ねているの。

要するに、もう個人でお金払ってるわけやん。それが今度、町の財産として残るわけや。その部分に対しての支払いをどないしてやるかということ。今まで、個人的につけてあるやつは、これは一切みませんよというのか、さもなければ、その部分に対しては何ぼか予算をつけてやるのか、払い戻しをしてやるんか、そこら辺を尋ねてますの、もう一度答弁。僕の言ってること、理解してもらったと思いますけども、お金のことをどないするかということなんです。

人権政策課長 議長。

前田議長 小川人権政策課長。

人権政策課長 再々質疑にお答えしたいと思います。個人で設置しておられる部分について、返還された住宅についてはクーラーも撤去していただいて出ていただくという形で、一応、規定ではなっておりますので、何ていうのか、ブレーカーについても原状に復するという形で戻していただくということが本来の姿ではないかなと思います。ただ、こういう形で全体的に町が増設工事なりブレーカーの更新工事を行った場合には、それは町のものになりますので、町の方で管理させていただくということになりますので、クーラーもあわせて、今のブレーカーの設置については、クーラーをつけたいがためにそういう増設工事をされたということになりますので、その辺は個人負担という形で考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

前田議長 ほかに質疑はありませんか。

河合議員 はい、議長。

前田議長 河合さん。

河合議員 今の改良住宅のコンセント工事の件ですけどね、さっきから会話を聞いてい

ると、私は何も行政を擁護しませんけども、町の持ち物であって、個人的な使い方どうのこうのって、これは個人の勝手や。本来ならば個人はつけたらあかんわけや。まずは町に申請をして、うちはこうこうやから、こうでああで、電流が足らんと、電気屋さんに聞いたらコンセントつけなあかんと言われたから、行政に相談してね、それで行政がどうぞと言うたら、個人的に私が払いますと、つけたらええけども。黙ってつけたのなら、それは黙った人間がわしは悪いと思う、逆に言うたらね。だから、逆に言うたら当然、行政は、それはうちは困るから外してくれと、今度はうちでつけますと、事前に話し合いをしておけば何の問題もないんや。ある工事と一緒に、当初にそういう話をお互いにしておけば、絶対にもめることはないんよ。大家さんは町なんやで。自分が出ていくのは勝手や、自分がつけたのは外すって、これは通らんことや。それは逆に、行政からは原状回復しなさいって言われたら、当然外さなあかんわな。

それともう1つは、課長、さっきから1軒、独居老人の方に、エアコンがないから設置したと。料金わかってるんでしょ、何ぼかかったか。1軒つけたんでしょ、エアコンのコンセントを。そうしたら料金がわかってるわけやろ、請求来てるから、つけた分が。その金額もはっきりここで言うたらええんや、何ぼかかったとか。そうですやろ。いや、つけたん違いますか、あのエアコンのコンセントを、引っ張ってもろて、電気屋さんに。その工事費用は明らかに、請求されて終わってるわけやろ。ほんで、1軒何ぼっちゅうことは、これからコンセントをつけていくということは、20軒やったら、1万円かかったら20万円、明らかにもう金額がわかっているわけやから、1軒つけてあるんやから、2件目は1万5,000円かかるということはないと思うな。そこで一遍、その方が、北川議員が今指摘している人とかね、自分から、本人から返してくれとか、どうのこうのって、わしはどなたか知りませんけども、ただ、行政としては、当然そういうような話になったときにはね、どういうような話の仕方をしてはるか知らんけども、これは電気屋さんやで、我々、素人みたいなものは引っ張れないと思うけど、それなりの設備してあると思うけど、それは、そういうような話になったときには、行政は明らかに、うちと何の話もありません、契約してませんということ、わしはしっかりと言うべきやと思います。

人権政策課長 議長。

前田議長 小川人権政策課長。

人権政策課長 今の質疑についてのお答えをさせていただくんですけども、現在、監査のありましたとおりについては、現在のブレーカーに1つ、クーラー用のブレーカーを設置したという形で、一番、何ていうのか、1基だけの増設の工事をさせて

いただいたということなんですけど、ただ、先ほどもしゃべらせてもらっていますように、1階に一部屋、2階に二間ありますので、もし三部屋に設置するとすると、現状では全然、要するに引き込み線も含めて変えていかないと対応はできないよというふうに聞いておりますので、今後はそういうことも含めて、引き込み線も含めた工事をしていかなあかんのかなというふうに、今現在考えているところです。ただ、1基だけのブレーカーを増設したというのが現在の状況でございます。

先ほど、北川議員からのご質疑の話なんですけれども、先ほどおっしゃられましたように、町に対しては、クーラー設置について自己負担でやる分についてはそちらでやってください。ただ、うちに一応、こうしなさい、あしなさいという形で費用負担を求めることについてはお断りしますという形で、今まではやってきました。ただ、今言う、それをやっているのと、先ほど言いましたようにブレーカーを設置しないままクーラーを設置されますと、火事の原因になったり電力オーバーになってしまいますので、町としても、その辺を踏まえて今後は考えていかなければならんのかなというふうに考えておりますので、そういう対応を今後はしていきたいというふうに思いますので、お答えさせていただきます。

今の工事費なんですけど、1基だけでして、1万5,000円ほどでできた工事です。

以上です。

前田議長 再質疑はよろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

議 員 なし。

前田議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第77号平成29年度豊郷町一般会計補正予算（第4号）を予算決算常任委員会に、議第78号平成29年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、議第79号平成29年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）及び議第80号平成29年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を文教民生常任委員会に、議第81号平成29年度豊郷町水道事業特別会計補正予算（第2号）を総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

前田議長 異議なしと認めます。よって、議第77号を予算決算常任委員会に、議第78号、議第79号及び議第80号を文教民生常任委員会に、議第81号を総務産

業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほど、よろしくお願  
いいたします。

以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

本定例会会期中の日程は、皆様に配付しました日程表により審議されるよう、  
よろしくお願いたします。

本日は、これをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

(午前10時44分 散会)